

静岡市健康福祉基本条例

平成19年4月1日

静岡市条例第14号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念及び基本方針（第3条・第4条）

第3章 市民等の責務（第5条 - 第7条）

第4章 健康福祉の推進に関する基本的施策（第8条 - 第15条）

第5章 静岡市健康福祉審議会（第16条）

第6章 雑則（第17条・第18条）

附則

静岡市は、駿河湾から南アルプスの山々まで変化に富んだ自然や温暖な気候、四季折々の豊かな食べ物に恵まれるとともに、市民の温かな人柄、文化、伝統や先人達の英知や努力によって、一人ひとりが地域において健康の増進に努め、子ども、障害のある者及び高齢者をはじめとする市民の福祉の向上を図り、豊かな地域社会を築いてきました。

しかしながら、少子高齢化、都市化及び情報化の進展をはじめとした私たちを取り巻く環境が様々なところで大きく変化してきており、地域社会においても人と人との関わり、家族関係等の希薄化による問題や、生活習慣の偏りによる健康課題も生じてきています。

このような中で、私たちは、子どもをはじめとして、人は家庭や地域の中で育つという基本的な認識の下、生涯を通じて生きがいをもち、安心して健やかに、自分らしい生活を送ることができる健康福祉の向上を強く望んでいます。

こうした望みをかなえるためには、個人はもとより、家庭、地域、事業者及び市が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たし、健康づくりのための活動、地域福祉を充実するための活動及びこれらのための環境づくりなどを通して、市民一人ひとりを身近な地域で支援していくことが必要です。

そこで、私たちは、市民、事業者及び市がともに手を携え、健康福祉のまちを実現することを目指して、ここにこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、健康福祉の向上に関する基本理念及び基本方針を定め、市民、健康福祉

サービス提供者及び市の役割と責務を明らかにするとともに、健康福祉の推進に関する基本的な施策を定めることにより、健康福祉のまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 市内に居住する個人

イ 市内に通学し、又は通勤する個人

ウ 市内において健康福祉サービスを利用する個人

エ 市内において事業又は活動を行う個人、法人その他の団体（健康福祉サービス提供者であるものを除く。）

(2) 健康福祉サービス 健康福祉の向上に資する保健、福祉及び医療に関する役務の提供、給付その他のサービスをいう。

(3) 健康福祉サービス提供者 次に掲げるものをいう。

ア 市内において健康福祉サービスの提供に係る事業を行う個人、法人その他の団体

イ 市内において健康福祉サービスの提供に係る主体的な活動を行う個人、法人その他の団体

第2章 基本理念及び基本方針

(基本理念)

第3条 健康福祉の向上は、すべての人が、安心して健やかに、生涯を通じて生きがいを持ち、その人らしい自立した生活を営むことを目指すものとする。

2 健康福祉の向上は、すべての人が、人と人とのつながりの大切さを認識し、身近な地域で互いに心を通わせながら、支え合い、ともに生きることを目指すものとする。

(基本方針)

第4条 前条に規定する基本理念に基づく基本方針は、次に定めるとおりとする。

(1) 市民、健康福祉サービス提供者及び市（以下「市民等」という。）は、子ども、障害のある者、高齢者をはじめとして、すべての人が個人として尊重され、可能な限り自己決定を行うことのできる環境づくりを行うものとする。

(2) 市民等は、すべての人が生涯を通じて健康で安心して生活を営むことができるよう、保健、福祉及び医療の連携に努めるものとする。

(3) 市民等は、すべての人が自ら健康の保持及び増進に努めるとともに、自らの意思に基づき社会参加できるよう支援するための環境づくりを行うものとする。

(4) 市民等は、互いにそれぞれの役割を認識し、対等な関係の下で連携し、協働して健康福祉の推進を図るものとする。

(5) 市民等は、すべての人が地域社会において安心して健やかに暮らすことができるよう、地域の実情に応じた健康福祉の推進を図るものとする。

第3章 市民等の責務

(市民の責務)

第5条 個人である市民は、生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めるとともに、充実した生活を営むことができるよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会の一員として、互いに理解し、ともに助け支え合うよう努めるものとする。

3 市民は、地域社会における健康福祉の向上に資する活動及び市が実施する健康福祉に関する施策（以下「健康福祉施策」という。）に主体的に参加するよう努めるものとする。

(健康福祉サービス提供者の責務)

第6条 健康福祉サービス提供者は、健康福祉の担い手としての責任を認識し、より良い健康福祉サービスの提供に努めるものとする。

2 健康福祉サービス提供者は、自らも地域社会の一員であり、その事業又は活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、地域社会における健康福祉の向上に資する活動に主体的に参加するよう努めるものとする。

3 健康福祉サービス提供者は、互いに連携し、市民及び市とともに地域社会における健康福祉の推進に努めるものとする。

4 健康福祉サービス提供者は、健康福祉施策に積極的に参加し、協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、市が実施するすべての施策において、第3条に規定する基本理念の実現に向けた配慮をしなければならない。

2 市は、第4条に掲げる基本方針に基づき、健康福祉施策を策定し、これを実施しなければならない。

3 市は、健康福祉施策の策定に当たっては、市民及び健康福祉サービス提供者の意見を十分に反映させなければならない。

4 市は、健康福祉施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び関係機関との連携を図るものとする。

第4章 健康福祉の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定等)

第8条 市は、この条例の目的を実現し、健康福祉施策を総合的に推進するため、市の総合計画との整合性を図りながら、健康福祉に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、第3条に規定する基本理念及び第4条に掲げる基本方針にのっとり、健康福祉施策の目標、方向性等について定めるものとする。

3 基本計画は、健康福祉に関する社会状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう常に検討を加えられなければならない。

4 市は、基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、第16条に規定する静岡市健康福祉審議会の意見を聴かなければならない。

5 市は、基本計画を策定し、又は変更するときは、市民及び健康福祉サービス提供者の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければならない。

6 市は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(権利の擁護)

第9条 市は、子ども、障害のある者、高齢者等の権利を擁護するため、健康福祉サービス提供者、関係機関等と連携し、適切な支援を行うものとする。

(保健、福祉及び医療の連携)

第10条 市は、健康福祉施策を効率的かつ効果的に推進するため、保健、福祉及び医療を有機的に連携させるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、市民及び健康福祉サービス提供者の自発的な活動の促進に資するため、健康福祉に関する情報を積極的かつ分かりやすい形で提供しよう努めるものとする。

2 市は、個人である市民が必要とする健康福祉サービスの利用に関する情報の提供に当たっては、当該情報の提供を受ける者の身体、生活その他の状況に応じて適切な措置を講じよう努めるものとする。

(健康福祉に関する教育の推進)

第12条 市は、個人である市民が健康福祉に対する正しい知識を得るとともに、すべての市民が思いやりの心をもって、互いに理解し、協力することができるよう健康福祉に関する教育の推進に努めるものとする。

(生涯を通じた健康福祉施策の推進)

第13条 市は、個人である市民が生活の質を高めるとともに、自立した生活を送ることができるよう生涯を通じた健康福祉施策を推進するものとする。

(地域の実情に応じた健康福祉施策の推進)

第14条 市は、個人である市民が身近な地域において安心して健やかに暮らすことができるよう市民及び健康福祉サービス提供者と協働し、それぞれの地域の実情に応じた健康福祉施策を推進するものとする。

(人材の養成等)

第15条 市は、健康福祉サービス提供者とともに、健康福祉サービスに従事する者を養成し、その資質の向上に努めるものとする。

2 市は、市民及び健康福祉サービス提供者とともに、地域において健康福祉サービスに関する活動に携わる者の育成に努めるものとする。

第5章 静岡市健康福祉審議会

(静岡市健康福祉審議会の設置)

第16条 市長の諮問に応じ、健康福祉の推進に関する重要な事項その他健康福祉の推進に関し必要な事項について調査審議するため、静岡市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織、運営その他の必要な事項は、別に条例で定める。

第6章 雑則

(この条例の見直し)

第17条 この条例の見直しに当たっては、審議会に諮問しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。